

学習院大学輔仁会卓球部卓桜会運営細則

第1条 年会費

卒業後10年まで男子 5,000円、女子3,000円
卒業後38年まで男子10,000円、女子5,000円
卒業後39年以降の方は、ご寄付をお願いする事とする
夫婦会員はそれぞれ2割引
会費の徴収は原則として毎年7月

第2条 弔慰金・見舞金

1. 弔慰金

会員の死亡10,000円

尚、役員会において必要と認められた場合は、別に弔電、花環または生花等を供えることができる。

2. 災害見舞金

会員が災害により財産上相当の損害を被ったことを役員会が認めた場合。10,000円

3. 傷病見舞金

会員が負傷、疾病により入院が1ヶ月以上におよんだ場合。10,000円

尚、役員会にて必要と認めたときは、別に見舞品をそえることができる。

第3条 表彰

当会において特別に功労があったと認められるものに対し、役員会の決定に基づき表彰することができる。

第4条 現役卓球部の活動に対する援助

現役卓球部において活動資金を必要とする場合は、役員会の承認を得て資金援助を行うものとする。

ただし、資金援助を行った場合は、当該年度の総会において、その内容を報告するものとする。

1. 甲南戦、合宿に係わる費用を援助する。
2. 新入生勧誘に係わる費用を援助する。
3. 新入生へのジャージ費用を援助する。但し、入部が確定した秋のリーグ戦の前に渡すこととする。
4. その他。

第5条 現役の参加協力

現役部員は後援会の要請により役員会等に出席し、その他会務の補助を行うものとする。

附則

第1条 本運営細則は平成20年6月14日より施行する。

第2条 本運営細則の変更は、役員会の決議を要する。

変更履歴

2012年3月17日 第四条 1.～4.の追加。